

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）議事録

■日時 令和7年10月20日（月） 午後3時30分～午後6時22分

■場所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

片谷会長、山下部会長、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、速水委員、水本委員、山口委員、横田委員、渡部委員

### ■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）（仮称）府中朝日町商業施設計画【1回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

（2）世田谷清掃工場建替事業【2回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第5回）  
速記録

令和7年10月20日（月）  
対面及びオンライン併用

(午後 3 時 30 分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは定刻になりました。本日は東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下でございます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから、令和 7 年度東京都環境影響評価審議会第 5 回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、2 件の質疑及び審議でございます。「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議 1 回目、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議 2 回目となります。

それでは、次第 1 の「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○山下部会長 本日の審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計 4 回とする予定です。3 回目に審議結果をまとめ、4 回目は総括審議となります。

また、事業者の出席は今回含め 3 回を予定しています。今回は 1 回目の審議となりますので、委員の皆様には事業計画の内容など確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 本件に関しましては、評価書案の縦覧を 6 月 17 日から 7 月 16 日まで、都民等からの意見募集を 7 月 31 日まで実施しております。同時期に関係市長

へ意見照会もしております。

それでは、各意見について御紹介いたします。資料1を御覧ください。

資料1は「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案について、都民の意見書及び事業段階関係市長の意見をまとめたものになります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見書は5件ございました。また、関係市長からの意見は府中市長と調布市長の2件がございました。合計して意見書等の件数は7件でございました。

まず、都民からの主な意見でございます。

廃棄物については、商業施設の利用者による廃棄物について、当該敷地外での放棄等が行われないう、商業施設側での確実な御対応をお願いしますとの意見がございました。

その他、事業計画といたしまして、設備計画、交通計画、施設運営、工事計画、情報提供に関する意見がございました。

続きまして、関係市長からの主な意見でございます。5ページになります。

まず、府中市長からの意見でございます。大気汚染として、建設機械、工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全のための措置を確実に実施することとの意見がございました。

騒音・振動については、工事施工中における建設機械や工事車両の走行に伴う騒音及び振動について、評価結果は基準を下回るとしているが、周辺は学校や住宅地、都立公園等が隣接していることから、低騒音型、低振動型の建設機械の使用や工事車両の集中化を避ける等、万全の防音・防振対策を講じることとの意見がございました。

また、工事完了後の施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、特に休日の昼間及び夜間において、地点によっては環境基本法に基づく環境基準を上回る予測結果が見られたことから、関連車両の走行による影響が最小限となるよう重点的に騒音の低減を図ることとの意見がございました。

その他については、事業が長期にわたるため、周辺住民及び周辺環境への影響を十分に考慮し、事業の実施に当たっては周辺住民への積極的な情報提供及び十分な説明を行うなど誠実に対応されたい。工事中及び工事完了後における相談窓口を設置し、周辺住民からの意見、要望等について十分な理解が得られるよう努めること。事業の実施に当たっては、市及び関係機関との協議を適宜実施し、環境保全対策に万全に期されたい。環境影響評価の項目として選定されなかった項目についても各関係法令等を遵守し、新たに環境への影

響が懸念される事象が発生した場合には、早急かつ適切に対応されたい、との意見がございました。

続きまして、調布市長の意見です。

温室効果ガスについては、調布市がゼロカーボンシティ宣言を行い、調布市内全域を建築物再生可能エネルギー利用促進区域に設定していることを踏まえ、事業の実施に当たっては、建築物における省エネルギー化の徹底や、再生可能エネルギーの導入等において、法令基準以上の積極的な取組みを行うこと、との意見がございました。

その他についてでございます。

今後、調布市民から意見や要望などが提出された場合には、内容精査の上、十分かつ丁寧な対応を図ること。当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を計画地から周囲 500mとし、調布市西町の一部、野水一丁目の一部が該当しているが、この地域に限らず周辺住民への影響を十分考慮の上、必要に応じた説明や情報提供に努めること。

事業の実施に当たっては、市及び関係機関との協議を必要に応じ実施し、十分な環境保全対策に努めること。環境影響評価の項目として選定しなかった項目についても、今後、事業の進捗により新たに環境への影響が懸念される事態が生じた場合には、適切に対応すること。

調査データについて求めがあれば、公開公表等ができるよう努めること。計画地の周辺においては、公共施設や学校をはじめ様々な施設が集積するエリアであることから、工事施行中及び事業開始後においてこれらの施設の利用者に十分に配慮すること。また、営業時間が深夜に及ぶことから、周辺住民及び周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう、地域の治安維持に向けて対策をとること、との意見がございました。

説明は以上となります。なお、各意見に対する事業者の見解書につきましては、今後公示縦覧予定となっております。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 事務局からのご説明、ありがとうございました。

都民からの意見書 5 件、事業段階関係市長からの意見 2 件を御説明いただきました。

ただいまの説明の内容につきまして、委員の方からご質問がありましたらお願いいたします。なお、事業内容、評価書案に関する質問については、このあとの事業者の説明のあとにお願いいたします。いかがでしょうか。

質問のある委員は挙手をお願いいたします。

それでは、特にご質問がないようですので、次に、事業者から各選定項目の予測・評価

について説明をお願いします。

なお、ウェブによるオンライン会議でありますので、説明される事業者の方には、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の御出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

○事業者 私、今回説明を担当しておりますエスパシオコンサルタントと申します。よろしくをお願いします。

あと、事業者であります三井不動産でございます。

それでは、評価書案の内容について御説明をいたします。

まず、評価書案のページで言いますので、そのページを開けていただいて、それで御説明いたします。

まず、事業計画ですが、15 ページを御覧ください。計画地は、多磨駅の東側にありまして、周辺では武蔵野の森公園に東側は隣接しております。また、南側は、東京外語大学に隣接しておりまして、北側は、都道 110 号線人見街道に接しております。その北側は、低層住居が広がっている地域がございます、近くには学校等もあります。

続きまして 17 ページ。今回の建物の建築計画の概要でございます。

用途地域は、ここは三つぐらいに分かれていまして、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域となっております。

敷地面積は、約 3 万 9,700 m<sup>2</sup>。あと南側の敷地が 1,100 m<sup>2</sup>ほどあります。

延床面積が、大体 11 万 6,000 m<sup>2</sup>で、最高高さが、ペントハウスを含む最高高さは約 30 m となっております。

階数は、地上 5 階建てを予定しております。

今回のアセスの要件になります駐車場台数ですが、駐車場台数は約 1,630 台を予定しております。

18 ページを御覧ください。18 ページに配置図を示しております。

周囲は、緑地を設けるような形になりますが、北西側は公園にする予定でございます。

出入口は、北側の人見街道以外の方向に、出入口を設けるような形になります。南側の飛び地のところが、ここは平面の駐車場になる予定になっております。

続きまして。28 ページを御覧ください。施工計画としていますが、現状で、埋蔵文化財調査を実施しておりまして、この前の現地視察のときも、埋蔵文化財調査の状況を確認していただきました。

工事の着工は、令和8年を予定しております、供用が令和10年度を予定しております。

それと、29ページを御覧ください。地上から、柱状改良工法で、地盤改良で約4mほど掘り下げる予定になっております。

31ページを御覧ください。これが工事用車両のルートを示しておりますが、今回は人見街道とスタジアム通り、朝日町通りを使用する予定でございます。

続きまして34ページ御確認ください。34ページに供用の計画を載せております。

供用の計画では、営業時間は、先ほど、市長からの意見も、深夜に及ぶという話がありましたが、今、想定上、最大の時間として、営業時間、アミューズメントを午前1時までという予定をしております。

あと、交通計画ですが、35ページを御覧ください。工場用車両は多磨駅のほうは使っていないんですが、来客車両は制限できませんので、多磨駅のほうからも来客するような形にもなります。それぞれ各方向から来れるような形になります。

あと、歩行者動線につきましても、各方向から入れるような形にはなりません。

続きまして37ページを御確認ください。緑化計画を載せております。緑化計画は、資料編の1-8ページに資料1-3として緑化計画とありますが、今回3つの条例に基づきまして、緑化を設定しております。

府中市地域まちづくり条例、あと、府中市の地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例、あと、東京都における自然の保護と開発に関する条例の3つのそれぞれ基準を満たすように、緑化を今回計画中でございます。

46ページを御覧ください。今回の環境影響評価の項目を記載しております。

今回選定しているものとしては、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスについて選定しております。

まず、大気汚染につきましても説明いたします。53ページを御覧ください。

今回の大気で、周辺の常時監視測定局もありますが、現地及び周辺の道路で今回現地調査を行っております。現地調査を行った場所は54ページに示しております。計画地内と、あと、今回走行を予定している道路沿道について調査をしております。

まず、結果ですが、58ページに既存資料の調査結果を記載しております。

周辺の常時監視測定局の年平均値の経年変化を見ると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質と

もに横ばいか減少傾向にあるような状況であります。現地調査が 60 ページに記載しております、これは四季調査をやっておりますが、参考ながら環境基準を下回っている状況でありました。

あと、気象ですが、この辺の地域、四季調査したときに、合わせて気象も調査しておりますが、周辺の府中地域気象観測所、アメダスの府中がありますが、それとの相関性を 63 ページに記載しております。各地ともに相関係数は高いほうだったのかなと考えております。

続きまして、69 ページを御覧ください。今回の周辺の保全施設がどこにあるかといったところを示しております。

一番近いのは、南側に大学がありますので、大学と、あと、北側に小学校、幼稚園等々があります。診療所もちらほらあるような形になります。

続きまして予測結果ですが、74 ページを御覧ください。予測をした事項を書いております。

まず、工事中とあと供用後について予測しております、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両走行に伴うものについて予測しております。工事の完了後につきましては、熱源施設の稼働及び関連車両の走行、これは沿道を走る車の影響と、駐車場は結構大規模になりますので、駐車場を走行する車の排ガスの影響がどうかといった 5 項目について予測をしております。

予測結果ですが、112 ページを御覧ください。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の評価を記載しております。

二酸化窒素の寄与率は 54.2% で、結構高いですが、基準は下回っている状況でありました。これにつきましては、高い寄与率でありますので、最新の排出ガス対策型の使用だとか、あと過度の集中を避けるとかを検討しまして、そういったものを徹底しまして、影響の低減に努めていきたいと考えております。

113 ページに工事用車両の走行に伴う影響を載せております。工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で言うと 1.5 から 1.6% ぐらいありますが、基準を満足している状況であったと。浮遊粒子状物質についても、基準を満足しておりました。

続きまして、114 ページに工事の完了後を記載しています。工事の完了後、熱源施設が今回ありますので、その影響ですが、熱源施設の稼働による寄与率としては、8.57% ですが、基準は満足しているといった形になります。

あと 115 ページに関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を記載しておりますが、二酸化窒素につきましては、寄与率的には 0.13 から 2.41 といったところになります。浮遊粒子状物質についても満足しておりました。

続きまして 116 ページに駐車場を利用する車による影響を記載しております。二酸化窒素が 5.38%、浮遊粒子状物質が 0.20%、寄与率があるといったところですが、環境基準を下回っている状況でありました。

続きまして、騒音・振動について御説明いたします。121 ページを御覧ください。今回調査した地点を記載しております。

調査計画書では、北側の No. B というのはなかったんですが、これは調査計画書の意見を反映しまして、今回追加したことになっております。

結果ですが、126 ページに御覧ください。環境騒音を記載しています。

環境騒音は、計画地内、あと北側の住居地域ともに結構静かな地域でしたので、環境基準を下回っている状況でありました。

128 ページ、129 ページを御覧ください。道路交通騒音の結果を載せております。

128 ページは平日、129 ページは休日載せてありますが、一部 No. 3 のスタジアム通りの休日の夜間が、環境基準を上回っている状況でございました。

続きまして、振動の結果は 131 ページに記載しております。

環境振動はすごく小さい値で、規制基準と比べるまでもないんですが、振動感覚閾値自体も下回って、無感状況であったというところになります。

132 ページに道路交通振動を記載しています。道路交通振動につきましても、最大でも 45 dB ですので、ほとんど無感状況であったといったところになります。

133 ページに低周波音を記載しておりますが、まず、G 特性の感覚閾値よりも下回っている状況であったということと、あと 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルが 134 ページに記載しておりますが、これは参考値として心理的、生理的な影響を記載しておりますが、その影響よりも下回っていました。

これは、前回の審議会のときに、低周波音の参考値の心理的と生理的の、「もともとこれは何の資料ですか」と高橋委員から御指摘がありましたので、これは、低周波音防止対策事例集、環境省が発行しておりますが、この心理的、生理的に影響の、図から読み取った値でございます。

続きまして、予測について御説明いたします。147 ページに記載しております、工事の施行中につきましては、建設機械の稼働と工事用車両の走行。工事の完了後につきましては、駐車場を利用する車両と設備の稼働、あと関連車両の増加に伴う道路交通騒音、あとは設備の稼働に伴う低周波音について予測をしております。

予測結果が 195 ページに示しております。建設機械の稼働に伴う騒音と振動につきましてやっております。敷地境界の最大値でどうかといったところを載せていますが、建設機械周辺、北側に低層の住居があるといったところと、あと、西側に少し高層の 7 階建てとか、そういった住居、マンションがあります。あとは、南側に東京外語大学がありますので、結構高さ的な方向についても、影響があるんじゃないかといったところですよ。

それは、資料編の資料 3-56 ページに、住居高さを考慮した騒音と、振動は住居の位置ですが、住居の位置を考慮した結果を記載しております。それも合わせて御確認いただきたいんですが、各項目ともに基準は下回っている状況にありました。

本編に戻りますが、196 ページに工事用車両の道路交通騒音と、197 ページに振動を載せていますが、各規制基準なり環境基準を下回っている状況であるということになります。

続きまして、供用後、198 ページから記載していますが、駐車場の利用の騒音と設備の稼働の騒音につきましても、ここに載せているのは敷地境界最大値ですが、資料編に示した高さを合わせて規制基準を下回っている状況にあります。

それと、あと 200 ページ、201 ページに関連車両に伴う道路交通騒音の評価結果を記載しています。一部、201 ページの網掛けの部分、スタジアム通りのところで環境基準を上回る時間帯もあります。休日で上回っているような形になりますが、これにつきましては、荷捌車両搬入が一時的に集中しないようにとか、そういった事業者側でできる対策を十分していきたいと考えておまして、この影響を低減していこうと考えております。

202 ページ、203 ページに関連車両の振動の話ですが、振動はほとんど増加分も小さいので、影響もほとんどないかと思っています。

204 ページに設備の稼働に伴う低周波音を記載していますが、G 特性感覚閾値及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの参考値も下回っている状況になっているという形になります。

続きまして、水循環について御説明いたします。水循環につきましては、208 ページ、209 ページを御覧ください。

今回、計画地内ボーリングの調査を行っております。平成 27 年と令和 7 年とに実施し

ていますが、概ねGLから5m～8mほど下のほうに水位が見られる。No. 7だけ崩積土の上のほうに見られますが、これは局所的なところになっています。No. 7は、209ページで言うと、左下の地点になります。

今回の予測ですが、224ページに記載しております。今回予測した事項としましては、工事の完了後の計画建築物の存在による表面流出水量の変化の程度といったところを予測しています。

225ページに予測結果を示しております。まず、地下水のかん養能力の変化かがどうかといったところで、今、現況が草地となっていました。今回植栽で地上緑地を行うこと。あと北側の敷地と、あと南側の敷地に雨水浸透貯留施設をそれぞれ6槽と1槽設けますので、それによって雨水の浸透能力が今回、現況よりも1時間当たり253m<sup>3</sup>ほど上がるという形になります。

それに伴いまして、地表面流出量が少なくなってくるといったところになりますので、現況と比べれば1時間当たり1,841m<sup>3</sup>の流出量が低減できるとなっています。

226ページに図面がかいてありますが、雨水貯留槽の位置だとか。あと、今回周辺を緑地にしますので、そういったものによって水循環への、要は、洪水の緩和に寄与する土地になるといったことを予測しております。

続きまして、日影です。231ページを御覧ください。今回調査した地点を記載しています。

今回、北側に低層の住居が前面、人見街道沿いにあります。最寄民家1、2、3とありますが、そういったものと、周辺の幼稚園と公園につきまして、どういう日影の変化があるかといったことを調査しています。

今回、予測事項は、供用後の、建ったあとの日影の程度という形になりますが、242ページに時刻別の日影線を記載しております。

これでいうと、朝は西側のほうに伸びますが、④というのは府中つくし幼稚園がありますが、これは、冬至日で言うと、8時から9時の間に日影がかかるといったところになります。

あと、東側につきましても、夕方公園に一部、⑦番の地点ですが、日影がかかることになります。

ただ、243ページに等時間の日影図を示していますが、等時間日影線は、各用途地域の規制がありますが、それを満たすような形になります。

245 ページを御覧ください。今回調査した時点の現況と将来がどういう日影になるかといったところを示しております。今回黒く塗ったところが、今回の施設によって日影になるところになります。

最寄りの施設でいうと、最寄り民家1、2で、冬至日につきまして、朝方8時、最大では9時半ぐらいまでは日影になることが予測されています。

あと、No. 3につきましては、夕方です。No. 7につきましては、夕方の一部に日影が延びるという形になると思います。

それで、それぞれの地点で、天空写真を撮って、どういった変化が起こるかというところを、246 ページ以降に示しております。

先ほど、つくし幼稚園のほうで、朝、時刻別を見ると日影がかかるんじゃないかといったのもありますが、249 ページを見ると、現況で、周辺の建物で既に日影になっている地点ですので、そういったところも、今回の影響が見られないという形になります。

日影につきましては、なるべく北側、敷地から離れた場所に設置するという形で、今回の計画をしておりますので、それが保全措置となります。

続きまして、電波障害につきまして御説明いたします。257 ページを御覧ください。東京スカイツリー局、広域局と県域局がありますが、あと横浜局、テレビ神奈川の電波、永山局というのがあるのは、永山局というの、多摩川を越えたところにあるんですが、ここは、基本的にスカイツリーと同じ電波ですので、スカイツリーが来ていればほとんど関係ないところですが、この辺ではこういった送信所もあるということです。

258 ページに調査結果を示していますが、スカイツリー局につきましては、すごくいい画質、画像評価になっていて、あと横浜局も同じとなります。

259 ページに品質の評価をしていますが、基本的にはスカイツリーと、あと横浜局はいいものであったと。永山局は、一部にはDとかEとかありますので、画質的には受信ができないところもありましたといったところになります。

予測ですが、今回予測結果が263 ページに記載しておりまして、東京スカイツリーの広域局につきましては、広域局は、ほとんどもう電波障害の範囲にはならないような形になります。

県域局につきましては、最大20mほど起きますが、これは道路で収まるような形になります。

横浜局はこのオレンジのところですが、北側とあと西側の住居地域に電波障害が起こる

可能性はあるという形になります。

永山局ですが、範囲的には、北東方向に結構 490mほど伸びますが、このエリアで見られる家庭があれば、このエリアで電波障害が生じる可能性があるという形になります。

あと、衛星放送が 269 ページに記載しておりまして、BS、CSともに周辺の民家の位置にかかることはないと予測しております。

障害範囲で、今回工事中とかいったところで、供与後につきましても、そういった電波障害についての相談窓口とかいったものを設けますので、適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、景観について御説明いたします。269 ページを御覧ください。

今回、景観につきましては、周辺の近景域と中景域と思えるところでやっていますが、今回施設が基本的な最高高さが 25mで、1部 30mというところがありますが、そこまで遠くまで高層の建築物ではないので、基本的に視野の範囲、見える範囲というのは周辺に限られるといったところで今回選定しております。

270 ページに今回の計画地内、計画地の周辺で、圧迫感がどうかというところも検討しております。

予測結果ですが、282 ページに記載しておりまして、283 ページからフォトモンタージュによる将来の施設の位置や色といったものを示しております。

武蔵野の森公園からは、駐車場からは現況が草地ですので、そこに、283 ページですが、計画施設が立ち上がるのは分かりますが、賑わいのある施設をつくるといったところで、そういった景観が創出されるんじゃないかといったところを考えています。

あと、周囲から、駅前からも一部確認できますが、一番影響があるのかなというのが、多磨駅の商店街入口、ここは人が歩いているようなところですので、291 ページに現況と将来を載せていますが、将来、計画施設がよく見えるような形です。

ただ、北西の角が基本的には公園にするような計画ですので、そういったもので、これに対して、樹木だとかいったものがありますので、そういった景観的な見え方は緩和されるのかなと考えております。

あと、圧迫感ですが、297 ページに記載しておりまして、今回、形態率という評価でやっていますが、298 ページで、天空写真を撮って、どのぐらいの視野を占めるかというところを検討しておりますが、現況からは増えることは確実にあります。

また、道路沿いは、周辺は緑化しますので、そういった圧迫感的なところも低減してい

こうと考えております。

続きまして、史跡・文化財について御説明いたします。307 ページを御覧ください。

今回の計画地内は既に周知の埋蔵文化財包蔵地になっておりますので、そういったものがあります。

あと、308 ページ、309 ページ、310 ページにも、今回の試掘の調査結果を記載しておりますが、これが予備調査として、平成 25 年と平成 27 年から 28 年にかけて、予備調査 1、2 という形で今やっております。

それで、この 310 ページのこの「埋没谷と言われているところの辺りにもあるね」といったところが分かって、予備調査 2 では、その周りを中心に予備調査をしているところです。今計画地内では本調査を実施しているような形になっております。

それで予測結果ですが、315 ページの評価結果とかありますが、これはあるのは分かっていますので、その文化財を記録保存していくといったところになりますので、適切に保存されていると考えております。

続きまして、自然との触れ合い活動の場になります。319 ページを御覧ください。

今回の武蔵野の森公園と隣接しております、府中市とかで決めておりますプロムナードというんですか、歩くコースみたいなのか指定していますが、計画地の周りの道路がそういったものを指定しておりますので、実際どのくらいの方が歩くとか、そういったものを調査しております。

今回の予測が工事用車両の走行に伴う影響がどうかというところの予測を 339 ページに記載しておりますが、今回ここら辺の周辺の道路は特に改変することはないので、工事中の影響というのはほとんどないんじゃないかと、工事中の車両の出入り口に、交通誘導員を配置するだけかしまして、影響がないように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、廃棄物になります。342 ページ、343 ページで、埋蔵文化財の調査もやっておりますが、それでも残るものにつきまして今回予測をしているといったところです。

それは、地中埋蔵物の撤去に伴う廃棄物と、新築工事に伴う影響を予測しています。それは 352 ページに予測を載せておりまして、工事の施行中に、今言ったものと、あと工事の完了後もどのくらい出るのかなといったところで予測しています。

358 ページにその予測結果を示しております。今回地中埋設物といってもコンクリート塊と木くず程度になりますので、再資源化率約 99% で、ほとんど再資源化していくような形になります。

それと新設の工事に伴う廃棄物につきましても、全体で 359 ページの上の表になりますが、再資源化率が約 91.2%としておりますが、これもこれ以上のものを目指していこうと。

あとは建設発生土につきましても、これは目標値として 88%と東京都で決めている数字がありますので、それ以上のものを工事間利用により再利用するといったところで書いております。

360 ページに供用後の予測結果を載せていますが、供用後の予測結果の原単位となっているものが、既存の施設でどのぐらい出ているのかなといったものになりますので、それで見ると 50%が再利用されているような形になっていますので、今回可能な限りそれ以上のものを目指して再資源化に努めていきたいと考えております。

続きまして、温室効果ガスにつきまして御説明いたします。

予測結果を説明しますが、377 ページに予測の方法とあります。今回都内の一般的な商業施設の温室効果ガスの原単位が東京都から示されていますので、その平均と、あと上位 25%の今、より取り組んでおられる商業施設の現場の原単位も載せています。

それと、あと今回本事業のエネルギー使用量を用いて、類似施設、今回は三井不動産ほかの施設になりますが、ほかの施設のエネルギー使用量だとかいったものを踏まえて、どのぐらいの削減量があるかといったものを計算しております。

その計算結果が、379 ページに示してございまして、この下のほうに今回の計画建築物における二酸化炭素削減量といったところで、都内上位 25%と比べても、結果的には削減量があるよというところで、これ以上のものをまた目指していきたいと考えています。

これにつきましては、今回一部太陽光発電を付けますので、さらにやっていくことになります。あとコジェネレーションを採用してエネルギー効率を高めていくとかいった、できる範囲のところはやっていこうと考えております。

説明としては以上になります。

○山下部会長 御説明ありがとうございます。

本事業は、商業施設の建築、用途は物販、飲食店、駐車場、駐輪場の建設です。地上 5 階建て、基準として 25m、最高高さ 30m。対象となる事業として、駐車場台数が 1,630 台を予定とするという説明がありました。

この間ですが、現地調査を行いまして、現地敷地内は御説明のとおり、埋蔵文化財の本調査が行われております。

敷地の計画地を一巡いたしまして、周辺の環境、近隣住宅や施設、また景観の予測、あるいは接道する道路や交通動線等について御説明を現地で受けました。

選定された環境影響評価項目は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 10 項目となっています。

ただいまの御説明で、計画書に対する意見等について、幾つか御対応いただき、また意見がありました廃棄物、温室効果ガスにつきましては、類似の既存施設あるいは都内の平均上位 25%の取組みとの比較等を予測評価として行われたとの御説明をお聞きしました。

そこで、ただいまの事業者様からの御説明について、委員の方から御質問や御意見はございますでしょうか。順にお願いいたします。ぜひ挙手いただきまして、広く御質問、御意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

水元委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。先ほどの御説明ありがとうございました。私のほうでは、史跡・文化財に関連して、埋蔵文化財のことを少しお伺いしたいと思います。

既に平成の年度に試掘調査が行われており、さらに周知の埋蔵文化財があるということから、初めから埋蔵文化財があるということで、現在も遺跡の調査が行われているということですが。それ自体は問題がないと言いますか、府中市教育委員会との連携のもとに必要なものを行っているということは全く問題がないと言いますか、むしろ好ましいことだと思います。

ただ、お伺いしたいのは、こちらの工事計画の図面のところに地下の情報というのが載っていないと思うんですが、地下掘削に関する情報が、通常ですと、埋蔵文化財の保存地であるということは括られているそうですが、地下がどの程度の開発があるかということも協議の対象で、本格調査をどの程度するかみたいな協議があるかと思うのですが、懸念があるので、地下の掘削の範囲というのを少し詳しく説明いただけないでしょうか。追加でお願いいたします。

○事業者 三井不動産です。御回答いたします。

今回地下については、おっしゃるとおり、府中市教育委員会から地下のどの辺りの範囲を掘るのかと、それが埋蔵文化財調査の範囲などに大きく影響しますのでというので調整を行った上で実施しております。

結論から言いますと、ボーリング調査の結果で、およそ 4 m から 5 m ぐらいに立川礫層

という固い支持地盤がございます。今回は基本的にその支持地盤から上の土を地盤改良するという工法を考えておりますので、基本的には今の地上面からその立川礫層のところまでについては、何らかの地盤の改変を行いますので、その範囲にある埋蔵文化財は全て調査対象であると、教育委員会からは判断いただいております。

なので、建物の基礎の形というよりは、地盤改良で立川礫層までやるということ、建物の平面で、その下でやるということでお話ししております。

以上です。

○水本委員 ありがとうございます。経緯についても御説明いただいて大変よく分かりました。

ただ、今の御説明を聞けば分かるんですが、今出ている図面と、結果的に本格調査に対応することになったというところが、今出ている情報、文字情報と図面の情報からは、私が今聞いた範囲以外に一般の方に見えてこないもので、そのあたりをデータとして残すようにしていただけないでしょうか。

この状態ですと、地下の掘削はほぼない図面が出ている中で、本格調査に府中市教育委員会という文字が出ているので、府中市と協議の上で進めているというのは予想、行間を読み取れば分かるんですが、記録としては残らないのかなと思うんですが、その辺どのような御意見でしょうか。

○事業者 分かりました。示し方につきましては、東京都と確認させていただきたいと思えます。

○水本委員 そうですね。埋蔵文化財調査のプロセスとして、決して間違っていることを指摘したいわけではなくて、きちんとした手続きを踏まれた割にはそのことが記録されないというのも、地盤改良をかなり、この4 m、5 mというのはかなり深く地面を掘削しますから、そこも今の表現だと分からない状態になりますので、ぜひ残していただければと思います。

ありがとうございました。私は記録を残していただければということで、よろしく願いします。

○事業者 分かりました。

○山下部会長 ありがとうございます。続きまして、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 日影を担当している玄です。それでは、243 ページをお見せいただきたいと思っています。

ここで見ると、今点線があるんですが、ピンクの点線と黄色の点線があるんですね。これが敷地境界から5m、10m離れている線だと思うので、こちらの表記を変えていただきたいと思っています。

なぜならば、こちらの図で見ると、濃い緑色で塗られている地域の日影規制は、上に書いてある3H、2Hなので、3時間、2時間と書いてあるので、この部分については正しいんですが、ピンク色の地域を見ると5時間、3時間になっているんですね。なので、この地域に対しては、2時間規制とか3時間規制とか、関係ないことになってしまいます。なので、本来の表記としては、これは敷地境界から5m離れている線、つまりこの緑色の点線から5m離れている線、緑の点線から10m離れた線に対して、それぞれの色分けで塗ってあるところが土地利用になるんですが、土地利用ごとで、日影時間が何時間を超えるとだめだよというのが決まっているので、こちらで書いてある図は規制の状況が曖昧だなと思っています。

これがまず凡例の表記のところで修正していただきたい点と、あとは、右側を見ていただきたいと思うんですが、一番外側の点線が敷地境界、緑線から10m離れている線です。

今ちょうどピンクの実線が、日影時間が2時間超えるとだめだよという点線と重なっているところがあるんですね。

ここに建物が建っていなければ良いのですが、背景を見ると、建物が重なっているところがあるんですね。

おそらく日影時間が2時間を超えている領域がここに発生していますので、この建物の所有者、またはオーナーとちゃんと話合いが必要じゃないかなと思っています。

これが何の建物かは分からないんですが、こちらの点について検討が行われていたでしょうか。

231 ページを見ると、日影調査を行う上でかなり真剣に考えていただいたと思っています。

上のほうの、今ここで選ばれているところを見ると、しっかりと考えて選んだなと思うんですが、先ほど私が指摘していたところは、一致ですかね、違いますかね。それが気になりました。

もし、既に検討している中に含まれていて、該当の方と既にお話し済みであればいいんですが、もしそれが漏れているようであれば、対応が必要じゃないかと思っています。よろしくお願いします。

○事業者 玄先生、ありがとうございます。

243 ページのオレンジとピンクの点線につきましては、前回の審議のときも御指摘いただいたので、ここは評価書のほうで基本的に直すような形になります。

○玄委員 分かりました。前回も話をしたかなと思いましたが、変わらなかったなので、次の新しい図書でぜひ修正していただきたいということです。

○事業者 分かりました。

それと東側の今かかっている建物ですが、ここは今集合住宅になっていまして、アパートになっているんです。東側は選定していなかったなので、ここは今後オーナー様とちょっと協議になるかとは思っています。

○玄委員 これは事前に何か話し合うようにしたほうがいいかなと思っています。

○事業者 分かりました。

○玄委員 あとからになっちゃうと、いろいろ調整が必要なところで、議論になりそうですね。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動担当しております高橋です。まず1つは、コメントですが、201 ページを開いていただけますでしょうか。

関連車両の走行に伴う騒音の評価結果についてです。2つ表があって、下の方の休日の夜間で、地点 No. 3 のところで、予測結果が評価の指標を超えてしまうということですが、これに関しては先ほど言及していただいていたのですが、これに関してはほぼ同じ 57dB となっていますので、この施設により影響はほぼないと思います。

ただ、超えていることには違いはないので、何がしかの対策を検討していただければと思います。これはコメントです。

もう1つ、今のページの上の表です。

これは、休日の昼間の予測結果になります。これも No. 3 のスタジアム通りで、予測結果が 62dB となっていて、評価の指標である 60dB をこれは明らかに超えています。

この場合は、現況の調査結果が 60dB ということで評価の指標ギリギリだったものが、この施設ができることによって2 dB 程度上がってしまっている。

その周辺の No. 2 と No. 4 を見ても、両方とも2 dB から3 dB ほど上昇しているというこ

とで、この施設に車を、おそらくお客様の車を想定されていると思いますが、周辺に集中することで、No. 3のスタジアム通りだけではなくて全体的に、この周辺の道路交通騒音が上昇してしまっているという状況になるんだと思います。

これに関しては評価の指標をはるかに上回っていることも含めて、何がしかの対策が必要だと思います。現状で考えていることがあれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

○事業者 事業者側で対策が打てるという内容としては、荷捌車両、小型車より大型車のほうが影響が大きいので、荷捌車両のその時間帯とかルートを検討し直すとか、そういったものは今考えています。

それと、来客車両につきましては、周辺の道路ですので、場内であれば、例えば、アイドリングストップだとか、徐行運転を促すとかがあるかと思います。

あとは公共交通機関をできるだけ利用していただくといったものを、どう示していくかというのは、これからの検討事項ですが、そういったものを考えています。

○高橋委員 ありがとうございます。その辺をしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、これは追加ですが、この間の現地調査を私もさせていただいたんですが、事業区域の北側の人見街道が、割と細い道路だったと思いますので、こういうふうに車が集中してしまいますと、渋滞が起こる危険性があると思います。

もし渋滞が起こったとすると、アイドリング時のことなども予測し、それも密に重なってくる可能性があるので、検討していただくときには、ぜひそうした渋滞の可能性も含めて検討していただければと思います。

この No. 1 と No. 4 のあるところが人見街道ですが、ここが細い道路なので、その渋滞の影響があることも考慮した上で検討をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 交通については、警視庁と協議だとかいったものを適宜進めております。そういった中で渋滞の話もできるかと思いますので、適切に検討して、よりよいものになるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員 よろしくお願いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、尾崎委員、お願いたします。

○尾崎委員 電波関係を担当しております尾崎と申します。

資料の 263 ページの絵で確認ですが、スカイツリーの電波というのが、今回建物を建てると 25m だったような気がするんですが、その隠れている地域というのは少し電波が散乱とかかれて、入り方という、画質としてはいいんですが、電波が遅れたりとかいったものがあると思うんですが、そういった点はいかがでしょうかというのを聞きたいのが 1 点。

あと、先ほどの高橋委員と重なるんですが、人見街道というのは私、車で通るんですが、1-1 の車線だと思うんですね。現地視察は行けなかったんですが、確か踏切もあったように記憶しています。

多磨霊園とあの辺で車を使うときがあるんですが、踏切の辺は、工事車両があると踏切が開かなかったりとかいった交通渋滞が発生すると思うので、その点は先ほどの高橋委員と同じ意見で、御検討いただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

○事業者 電波障害につきましては、その後ろのほうの電波が遅れるだとか、その辺のところを電波の専門業者に書いてもらったので、その辺、さらに広がる可能性があるのかどうかというのを確認してみます。

あと、先生がおっしゃった人見街道の西側、多磨駅のちょうど線路に引つかかるところになります。今回お客様が来る商圈を設定してどこら辺から来るかとか、そういったものを検討しているんですが、基本的にはこのエリアからは大きく回すような形になってまして、この人見街道の西側のエリア、ここは余り通らないような形で協議はしております。事業者側としてもそこは気になっておりまして、それは検討しますので、またお願いします。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 第一部会で水循環を担当しています飯泉と申します。

225 ページのところですが、東京都の基準を上回る対策量を計画されているということ大変素晴らしいと思って、お話を伺っておりました。

質問があるんですが、雨水の浸透については周りの植栽が中心で、雨水浸透貯留施設は、主に貯留をする施設のようなお話だったと思うんですが、この雨水浸透貯留施設はタンクが満タンになったときは水を浸透させるものなんですか。それとも下水にそのまま流

すものでしょうかというのを教えてくださいませんか。

○事業者 浸透させるものになります。

○飯泉委員 ありがとうございます。今、この表 8.3-9 とか 8.3-10 のところで、貯留部分も浸透能力に計上されているような気がするんですが、浸透と貯留は分けて表記するといつか、対策量としてまとめてしまうか、あるいは浸透というのであれば浸透と貯留で分けて表記されるほうがいいのかなと思いました。以上はコメントです。ありがとうございます。

○事業者 確かに先生言われるように、浸透能力とは違うので、書き方は考えてみます。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 景観と自然との触れ合いで1個ずつコメントしたいと思っています。

景観のほうですが、緑地を周辺に 6,600 m<sup>2</sup>取っていただいて連続的に非常に緑地につながりできる空間になっていると思うんですが、駐車場の出入りも3辺であるということで、高木の植え方によっては視認性を阻害しかねない可能性もあると思うんですね。

ですので、高木をどういったところに配置するのかとか、検討を具体化されることを期待しています。

そのときに、北側に提供公園があったりして、駐輪場があって、結構まとまった緑地がつかれるので、もしかしたらそういったところで、環境としての高木を配置したほうが、周辺の緑地との生態系に対する配慮になるかなと思って拝見していました。

歩道の幅員が狭いので、そういった歩行者との兼ね合いに気をつけて、この境界部分の高木に関して検討いただければと思いました。

あと、自然との触れ合いのほうで、歩行者類交通量ですが、今回、自転車と歩行者を分けられていないので、もし今からでも可能であれば自転車と歩行者を分けていただいたほうが分析しやすいかなと思います。

というのも、北側と東側に結構大きな駐輪場ができるので、現状その南方の角に朝日フットボールパーク北の交差点の辺りとか、自転車交通が増えたりしないかなとか、③のところも、夕方は歩行者量が多いということで、ここもどういった変化が見られるかというのも、周辺の自動車の出入りとの兼ね合いがあると思うので、歩行者と自転車を分けていただくといいかなと思いました。

そのあたりを気を付けていただければありがたいです。

○山下部会長 ありがとうございます。

○事業者 景観の高木の話につきましては、ここの周囲の道路、スタジアム通り沿いは、結構高木が、今桜並木がありまして、そこと今回敷地内のどこに高木を置くかがまだ決まってないんですが、その点、先生がおっしゃったように、視認性だとか、交通安全に気をつけながら配置を決定していきたいと考えています。

あと、歩行者の動線についても当然配慮いたします。

それとあと、自然との触れ合い活動の場の結果が、歩行者類であったといったところですが、これは歩行者と自転車に分けてカウントはしておりますので、これもまた評価書で示すような形でよろしいでしょうか。

○横田委員 そうですね。具体的に入れたほうがいいかなと思いますが。

○事業者 分かりました。それも東京都と協議して決めたいと思います。

○横田委員 検討していただければと思います。

○山下部会長 お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 温室効果ガスを担当しております山口です。御説明ありがとうございました。

2点ほど質問させていただきたいんですが、コジェネ以外にP Vの設置ということも考えられているということだったんですが、こちらは屋上設置と考えていいかということです。

建物の高さ 25mで周辺をほかの調査で見たところだと、建物は 20m以下ぐらいなのかなと思ったんですが、等高線がよく分からなかったのも、周辺影響がないかということの状況を教えていただきたいのが1点です。

それから、2番目に営業時間に絡むことですが、アミューズメントのところは深夜1時までということで、時間が長くなればそれだけエネルギー消費量が増大するというのが普通に考えられることなので、運用上はゾーン分けしたりだとか、そういうことを考慮されるんではないかと思うんですが、

営業時間がまだ予定という形になったので、今後検討されるのであれば、エネルギー消費予測としては、その時間が変わることでのどのくらい差が出てくるかということも、御提示される予定があるかどうかとか、そのあたり教えていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○事業者 三井不動産から御回答します。

まず、太陽光の件につきましては、おっしゃるとおり、屋上に設置する予定で検討しております。概ね周辺は高い建物がないんですが、西側がおそらくこちらの施設より少し高い集合住宅が存在するエリアになりますので、そちらに対しての太陽光による反射ですとか、その辺については太陽光の配置計画とかで気をつけてやっていきたいと思っています。

営業時間についても、おっしゃるとおり、まだ未定な部分ですから、今後検討しながら環境とかの兼ね合いも含めながら検討していきたいと思っています。

○山口委員 ありがとうございます。

○山下部会長 まだ御発言のない委員で御質問、御意見のある委員の方はいらっしゃいませんか。

ありがとうございます。そのほか、事務局は本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃるでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 分かりました。それでは、ほかに特に御質問がないようでございますので、本日の審議はこれで終了いたします。

事業者の皆様、ありがとうございました。御退出ください。

(事業者退室)

○山下部会長 ありがとうございました。

○山下部会長 おそれ入ります。事務局、このまま次の審議を続けてよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、世田谷清掃工場建替事業環境影響評価書に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は御入室ください。

(事業者入室)

○山下部会長 お待たせいたしました。よろしく願いいたします。

それでは、本件の審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 本件は、令和6年10月21日に審議会へ諮問され、令和7年4月14日に1回目の部会審議を行いました。その直後に変更届が提出されることとなったため、審議を中断しておりました。

このたび、9月の総会で変更届の提出について受理報告をいたしました。部会審議の再開にあたり、本日、事業者から変更届の内容の説明を受けることや、それに関する質疑

を行う時間を確保する必要があると考えたことから、当初、部会での審議を計4回とする予定でしたが、本日を第2回部会審議とした上で、計5回とし、4回目に審議結果をまとめ、5回目に総括審議としたいと考えております。

○山下部会長 ただいま事務局から提案がありましたとおり、審議は計4回とする予定でしたが、計5回と変更した上で、4回目に審議結果をまとめ、5回目に総括審議としたいと思いますが、委員の方はいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○山下部会長 ありがとうございます。

特に御質問等がないようですので、ただいまの提案どおりに進めたいと思います。

それでは、これから本日の審議に入ります。本日の進め方ですが、最初に事務局から4月部会の審議内容を説明していただきます。その説明のあと、変更届の提出の経緯及び変更届に関する各選定項目の予測評価の説明をお願いします。

では、まず事務局から資料の説明をお願いします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、8ページの資料2を御覧ください。

資料2は、4月の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、景観・その他、史跡・文化財、その他の順序で取りまとめており、合計13件となりました。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前日の日付として4月14日と記載しております。

要約して内容を御説明いたします。なお、変更届の提出によりまして、回答内容に変更が生じるものがございますので、それにつきましては、後ほど、事業者から御説明いただきます。

それでは、まず、大気汚染の番号1として、排ガス中のばいじんに含まれる水銀濃度について御質問がございました。

事業者からは、調査や測定方法などの説明があり、委員からは、説明されたように、安全率が高いと分かるように書いていただきたいとの助言がございました。

大気汚染の番号2として、ダイオキシンの調査結果は各季節1回であるのか、現状と建替後の排ガス諸元の比較があるかとの質問がございました。

事業者からは、ダイオキシン調査は、各季節1回であること、諸元については、単純に比較すると現施設より悪くなるという誤解を生むことも考えられるため、確認の上、次回

回答するとの回答がございました。

騒音・振動の番号1として、く体・プラント工事の騒音対策について質問がございました。

事業者からは、低騒音型機械の採用や防音パネルの採用を行うこと、工事業者に技術提案を出させ、より低減できるか判断していきたいとの回答がございました。

騒音・振動の番号2として、工事車両及び収集車両の騒音対策について質問がございました。

事業者からは、事後調査で確認し、超過するようなことがあれば、収集車両については世田谷区に情報提供し検討していきたい。また、工事車両については、工事業者と相談して対応したいとの回答がございました。

騒音・振動について、委員からはできるだけ低減するような努力をしていただきたいと御意見がございました。

水循環の番号1として、地表面流出量の単位及び流出量を増大しないことについてどのように考えたのかとの質問がございました。

事業者からは、雨は雨水利用槽に貯め、構内道路の散水等に利用して表面流出水も利用するように努めるとの回答があり、委員からは、浸透対策があった上での貯留と思うので、区としっかり協議をしていただきたいとの意見がございました。

水循環の番号2として、委員から雨水の貯留だけでなく、地下水涵養という観点からも、雨を有効に浸透などに使ってもらいたいという意見がございました。

事業者からは、検討したいとの回答がございました。

景観・その他の番号1として、委員から世田谷美術館の建物を含めた景観について、景観地点を追加してもらいたいという意見がございました。

事業者からは、次回回答するとの回答がございました。

景観・その他の番号2として、敷地境界の樹木の扱いについて質問がございました。

事業者からは、保存樹木を計画するにあたり、北西、北、南東にある樹木については極力保存することを条件として計画を立てていきたいという回答があり、委員からは、緑地の質的な部分の情報や除去する樹木の選定理由などを示していただきたいとの意見がございました。

史跡・文化財の番号1として、試掘調査についてどのように考えているのかとの質問がございました。

事業者からは、現工場を建てる時も出土せず、現在工場があるので掘削できない状況でもあるので、出土したら適切に対応したいとの回答がございました。

史跡・文化財の番号2として、委員から、地下構造についてどこが掘削されるのかをもう少し明示していただきたいとの意見がございました。

事業者からは、既存建物の断面図を踏まえ、計画している工場がどんな形になるか示す方向で検討したいとの回答がございました。

その他の項目として、600トンの処理能力が必要なことの説明や、PFAS等についてのコミュニティに対する事業者見解について質問や意見がございました。

資料2の説明は以上となります。

前回回答を保留しております大気汚染の番号2、景観・その他の番号1及び番号2、史跡・文化財の番号2、その他事業計画の番号1については、事業者より補足説明がありますので、よろしくお願いたします。

○山下部会長 お願いたします。

○事業者 東京二十三区清掃一部組合と申します。本日はよろしくお願いたします。

このたび、事業内容の変更によりお待たせしましたこととおわび申し上げます。本日は御審議のほどよろしくお願いたします。

それでは、前回の審議会における御指摘、御質問等の回答を申し上げます。

こちらの変更届に関するところは、後ほど説明しますので、変更届に関する説明のところで説明させていただきます。

まず、次第の資料2の大気汚染の番号2の排出ガスの諸元について回答させていただきます。資料を御覧ください。

現工場と新工場の煙突の排出ガスの想定排出濃度を記載しています。

この表における想定排出濃度とは、世田谷清掃工場の操業時における排出ガスの自己規制値となっており、評価書案では排出濃度として設定しております。なお、水銀の濃度は法改正に伴い規制値に変更がありましたので、新工場も変更しております。

また、排ガスの実測した結果では、表の排出濃度と比較しても全て低い値となっており、実際の汚染物質の排出量はこの記載よりはるかに少なく、環境に与える負荷は低く抑えられていると考えております。

次に、景観の番号1について回答いたします。

世田谷美術館を含めた景観については、現地に赴き、現状及び建替後の美術館の正面玄

関、中庭等、代表的なアングルから工場の建屋はほとんど見えないことを確認いたしました。撮影してきた写真を御覧ください。

美術館越しに見えているのが世田谷市場の建物だけであり、世田谷清掃工場は、煙突の一部しか見えておりません。建替え後についても高さは高くなりますが、現状と同様、見え方はほとんど変わらないと予測しております。

次に、史跡・文化財の番号1、2について御回答いたします。

新しい工場は、現在の工場とほぼ同じ位置に建設する計画であり、現在の工場を建設した際、SMWを設置して地下掘削を行っております。

今回の掘削範囲はそのSMWの中に収める計画となっておりますので、新たに文化財等が発掘されることはないと考えますが、もし文化財が発見された場合は、教育委員会に届けるとともに、関係法令に基づき適切に対応していきたいと考えております。

その他にありましたご指摘につきましては、変更届の説明に併せて回答しますので、よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の質疑応答について、修正等がございましたら御発言をお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をおっしゃってください。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の説明のあとをお願いいたします。

前回の質疑応答内容の確認について、特に御質問等はありませんでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本ですが、景観の担当ではないのですが、世田谷美術館の先程の写真を、もう1回拝見してもいいでしょうか。

撮影していただいて大変ありがたいと思います。こちらは、世田谷美術館越しに、後ろに清掃工場が見えている形ということで間違いないでしょうか。

ここから余り変わらないというお話という御説明でしたでしょうか。もう一度だけ確認しておきたいんですが。

○事業者 こちら、今見えている建物は世田谷市場になっておりまして、工場の建物ではないです。

○水元委員 じゃ、後ろのほうは写っていないということですね。だから、美術館のところからということで。分かりました。

その次のもそういう感じですかね。いかがでしょうか。

○事業者 同様になっております。

○水元委員 分かりました。じゃ、今回の建物で影響というのはないという御説明で、承知いたしました。

どちらかという、お伝えしたかったのは、もし何がしかの影響があるのであれば、その規模の大小というよりも、この辺り、美術館というのは、皆さんが憩いの場所とかレクリエーションとか、勉強の場所とかで来られる場所なので、むしろ環境をよりよくしていくような御提案であればと思ったんですが、特に見えている場所自体が見えないということで、承知しました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事業者から変更届の提出の経緯及び変更届に関する各選定項目の予測評価の説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、変更届を御説明させていただきます。

今回、主な変更内容として、1つ目が工期延長についてです。

工期については、当初 72 か月としておりましたが、働き方改革関連法の建設業への適用により、90 か月に延長することといたしました。

2つ目は、煙突の再使用についてです。

当初計画では、煙突を建て替えることにしておりましたが、近年の著しい建設費の高騰や環境負荷を低減するため、煙突の外筒のみを再使用することといたしました。

経緯としては、その主な変更は2つありましたので、今回変更届を提出させていただきました。

今回の審議会では、事業計画の変更についての資料を用いて、変更内容及び次第の資料2にありました前回の審議会でもいただいた御指導、御指摘等の回答を踏まえまして、御説明をさせていただきます。

お手元の事業計画の変更についての目次を御覧ください。

全体の構成ですが、1から3章は、事業計画等について基本的に評価書案と同じ記載をしております。

4章については、変更の概要とその理由、比較のために変更前後の図表を載せておりますので、必要に応じて御確認ください。

第5章については、本事業において選択した評価項目の見直しの必要性及び見直した評

価結果を記載しております。

それでは、世田谷清掃工場建替事業について御説明いたします。

今回、評価書案から変更した内容について、変更箇所には下線を引いており、その部分を主に御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

本事業は、既存の世田谷清掃工場を建て替える事業であり、工事期間は、令和 8 年度から令和 15 年度まで。稼働は、令和 15 年度を予定しております。変更前は、令和 15 年度を令和 14 年度といたしておりました。

建替えにあたり、現在の工場は日量 300 トンの焼却炉と日量 120 トンの灰溶融炉だったものを、新設する工場では日量 600 トンの焼却炉とし、灰溶融炉は廃止といたします。

このことについて、資料 2 のその他事業計画の番号 1 にありました前回の審議会の質疑回答をしたいと思います。

質疑では、処理能力の増強が必要である理由を、都民の皆様の理解が得られるよう定量的、客観的に示すよう指摘がありましたので、御説明させていただきます。

計画施設を日量 600 トンにする理由ですが、今後のごみ発生量の予測としまして、1 人当たりのごみ発生量は減少する傾向ではございますが、東京都の人口予測は令和 17 年度まで増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としては年間約 270 から 280 万トンではほぼ横ばいで推移をすると考えております。

一方で、平成初頭に建設した清掃工場が同時期に整備を行う必要があり、23 区全体でのごみ焼却能力が不足することが見込まれています。

23 区のごみの全量処理体制を継続していくため、計画施設は日量 600 トンの処理能力に変更する必要がございます。

その点を考慮していただき、本建替事業への御理解をいただければと思います。

次に、7 ページを御覧ください。

煙突についてですが、煙突はコンクリート製の外筒とその内部に焼却炉の排ガスを排出する 2 本の内筒、焼却炉停止時などにごみバンカ内の臭気を脱臭し排出する 1 本の排気筒で構成されております。

今回の変更では、外筒のみ再使用することとし、内筒、排気筒は更新いたします。変更前の計画では、煙突外筒の外径は太くなる予定でしたが、再使用することとしたため、外径の変更はなくなりました。

18 ページを御覧ください。

これまで、汚水処理の処理過程で発生する汚泥について、変更前は脱水機にて脱水して場外搬出しておりましたが、変更後は脱水せずにそのままの状態でごみバンカへ移送し、ごみと一緒に焼却処分することといたしました。

こうすることで、汚泥の場外搬出が不要となり、年間約 100 トンの廃棄物排出量が削減となります。

続いて、23 ページを御覧ください。

緑化計画についてです。こちらは、資料 2 の景観その他緑化計画の番号 2 の回答にもなりますが、「工事による除去する樹木」という記載を、「工事により除去する対象の樹木」と見直しを行いました。

ここで述べたいのは、次の 24 ページの図に記載している緑丸を付けた樹木については、現在想定している最大の伐採範囲で、今後工事業者が決まりましたら、工事の工夫、樹木医の診断によって極力保存または移植を行い、伐採範囲をより縮小させるように努めていきたいと思えます。

また、景観の項目におけるフォトモンタージュと伐採範囲の整合性が取れていないという御指摘についても見直しを行っています。こちらは変更前後の平面図を御覧いただいたほうがいかと存じますので、少し飛びますが 58 ページを御覧ください。

図に記しております赤丸の箇所について、変更前は除去するとしておりましたが、除去対象にしないことに変更いたしました。これにより、景観のフォトモンタージュと整合を取るようにしています。

また、次第の資料 2 の水循環についての回答もさせていただきたいと思えます。

御指摘がありました件ですが、雨水の貯留だけでなく、浸透に力を入れていただきたいという御意見をいただきました件でございます。

23 ページの排水処理フローを御覧ください。

まず、当組合の排水処理の基本的な考え方を御説明させていただきたいと思えます。

当組合では、清掃工場の場合を走行するごみ収集車両等に汚れが付着している可能性を考慮し、ごみ収集車両等が通る道路の舗装は、非透水性のアスファルトを使用して、土壌及び地下水汚染を防ぐようにしております。それが、このフローで言う雨水（構内道路）というものです。

構内道路に降った雨水の初期 3 ミリ分は雨水管に放流するのではなく、汚水処理設備へ

送り処理してから公共下水道へ排水します。そのため、構内の車道部分は一般的な思想とは異なっており、意図的に透水させていないということを御承知いただければと思います。

しかしながら、その他のごみ収集車両が通らない緑地帯や歩道は透水性舗装を採用し、透水性を高めるようにしております。補足ですが、建物屋上に降った雨については雨水利用貯留槽に一旦貯留し、構内道路散水などに工場内で有効活用いたします。

また、資料2のその他見解書、事業者見解の番号2についてです。

井戸水とPFA Sの関係について、前回の審議会及び見解書での御意見に対し、井戸水に関しては、非常用水源として使用し、飲用には使用しないという回答をさせていただきましたが、その回答だと飲み水としては使用しなくても消火や散水等に使用し、地中に浸透させるようにともとられましたので、補足させていただきます。

非常用水源と申しましたのは、井戸水を飲料水として使うことではなく、詳しくは緊急事態時にボイラー等のプラント設備でのみ使用いたします。万一災害等で上水が断水しプラントに給水できない場合は、井戸水を使用することにしています。

また、プラント設備からの排水は、適切に処理して、全て下水道放流しておりますので、地下水を汚染することはありません。

続いて、27ページを御覧ください。

煙突外筒を再使用するにあたり、煙突外筒の健全度調査の結果により再使用可能と判明しております。煙突外筒の下塗装にアスベストの含有を確認していることから、既存塗装に上塗りするのではなく、下地塗装も含めた既存塗装を全て剥がし、外筒素地に再塗装する計画としています。

また、既存の煙突は区民公募のコンペによりデザインされたものであり、世田谷区風景づくり計画において地域の新たな風景づくりに資する建築物、建造物として紹介され、区民の風景に対する愛着を高めることにもつながっていると評価されているため、そのデザインを継承し再塗装する計画としております。

32ページを御覧ください。

続いて、ごみ収集車の走行ルート追加がありましたので御説明いたします。

計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両について、現状は南側道路を通り北側へ迂回して入場しておりました。計画施設を迂回することによる周辺道路への影響を抑えるため、南側から入場できるように供用の計画を見直しております。南側からの左折施設入場をするごみ収集車両は、将来交通量として1日14台とする計画といたしました。

34 ページを御覧ください。

ごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数については、1 日合計 720 台として変更ありません。先ほど、場内で汚泥を焼却することにより場外搬出はしなくなったという話をしましたが、汚泥の搬出は 1 週間に 1 台程度のため、こちらの車両計画台数の変更はいたしておりません。

35 ページに記載した交通量調査地点について、南側入場を追加したことに伴い、地点④を追加し、その調査結果も追加いたしました。

次に、37 ページの将来交通量推計については、地点④の大型のごみ収集車両等に 14 台追加したことに伴い、地点②、地点③の大型のごみ収集車両等を 7 台ずつ減らしております。

変更内容の説明は以上となります。

第 4 章に変更の概要と変更前後の内容をまとめていますので、後ほど御覧ください。

次に、第 5 章の評価の結果について御説明いたします。

71 ページを御覧ください。

71 から 77 ページに各評価項目の見直しの必要性をまとめております。

本事業が環境に影響を及ぼすおそれがあると設定した 11 項目から増減はございません。ここでは、各項目の評価の結果について見直しの必要性も含め、御説明したいと思っております。

まず、大気汚染の項目であります。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況について。

建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる期間が、工事開始 63 から 74 か月目の 12 か月間に変更となり、その時期における汚染物質排出量は減少いたしますが、予測の条件が変更となるため、見直しを行いました。

見直した結果については、82 ページを御覧ください。

変更後と変更前の予測に用いた建設機械の稼働状況及び汚染物質排出量を示しています。

ここでまず評価書案に誤記がありましたので報告します。

下の変更前の表において、注 1) に、機械は全て二次排出ガス対策型と想定したと記載しておりますが、S P M 排出量については、一次排出ガス排出型で計算したデータを記載しておりました。

関連するグラフ等に誤記がありましたが、変更後の表においては二次排出ガス対策型の

データで見直し、正しい値となっておりますので御容赦いただければと思います。

89 ページを御覧ください。見直した結果でございます。

浮遊粒子状物質については、変更後の予測濃度、日平均値の2%除外値は  $0.032 \text{ mg/m}^3$  であり、評価の指標とした環境基準を下回ります。また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は7.1%となっております。二酸化窒素については、変更後の予測濃度の日平均値の年間98%値は  $0.043 \text{ ppm}$  であり、評価の指標とした環境基準を下回ります。また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は45.8%となっております。したがって、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を最小限に抑えられると考えられます。

71 ページにお戻りください。

次に、工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況については、工事用車両の台数が最大となる時点は工事開始49か月目となりますが、工事車両の台数が最大となる時点の走行台数に変更はないことから見直しは行いませんでした。

予測結果ですが、浮遊粒子状物質の2%除外値が  $0.029 \text{ mg/m}^3$ 、二酸化窒素の98%値が、 $0.039 \text{ ppm}$  で、いずれも環境基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えます。

次に、工事完了後の施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況については、工事の完了後の施設の稼働条件に変更がないため、見直しは行いませんでした。

予測結果ですが、年平均値を算出する長期予測は二酸化硫黄の2%除外値が  $0.003 \text{ ppm}$ 、浮遊粒子状物質の2%除外値が  $0.031 \text{ mg/m}^3$  など、全ての項目で評価の指標を下回っており、大気への影響は小さいものと考えております。

短期の予測は、上層の逆転層発生時について1時間値の予測を行いました。いずれの項目も評価の基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えております。

72 ページを御覧ください。先ほどの表の続きになります。

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況については、ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスの予測条件に変更はほとんどないため、予測地点①から③については予測評価の見直しを行いませんでした。

また、地点④については、工事完了後の断面交通量におけるごみ収集車両の割合が小さく、走行に伴う排出ガスによる影響は少ないことから、予測評価の見直しの対象にはしませんでした。

予測結果ですが、浮遊粒子状物質の2%除外値が  $0.029 \text{ mg/m}^3$ 、二酸化窒素の98%値が

0.037ppmといずれも環境基準を下回っており、大気への影響は小さいものと考えます。

次は、悪臭の項目になります。

まず、工事の完了後の敷地境界の臭気指数については、汚泥が場内処理となり、屋外に臭気が出ることがなくなり、その他稼働条件が変更ないため見直しは行いませんでした。

予測結果ですが、評価書案に記載の内容となりますが、敷地境界において臭気指数が10未満であり、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと予測しております。

続いて、煙突等の気体排出口の臭気排出強度についても、工事完了後の施設の稼働条件に変更がないため、見直しを行いませんでした。

予測結果ですが、焼却炉1炉当たりの臭気排出強度は  $2.4 \times 10^6$  m<sup>3</sup>N/min、脱臭装置の臭気排出濃度は  $3.0 \times 10^5$  m<sup>3</sup>N/min となっております。煙突等の気体排出口において評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考えます。

最後に、排出水の臭気指数についても同様に、工事完了後の施設の稼働条件に変更がないため、見直しを行いませんでした。

予測結果ですが、臭気指数が14であり、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考えます。

敷地境界、煙突等気体排出口、汚水処理設備放流槽における排出水について、いずれも規制基準を下回っており、悪臭の影響は小さいものと考えます。

次に73ページを御覧ください。騒音・振動になります。

まず、工事施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動についてです。

工事における解体・土工事における騒音・振動レベルの合成値が最大となる場合は、工事開始35か月目に変更となり、躯体プラント工事における振動レベルの合成値が最大となる場合は81から82か月目に変更となりますが、その月の建設機械の稼働状況に変更はないことから、予測と評価の見直しは行わないこととしました。

く体・プラント工事における騒音レベルについては、合成値が最大となる月は、工事開始71から73か月目に変更となり、その月の建設機械の種類、稼働台数は減少するのですが、予測条件が変更となるため見直しを行いました。

95ページを御覧ください。

く体・プラント工事において、煙突外筒の再使用に伴い、変更前では計画地内側の敷地

境界付近にある煙突外筒解体用に、ナンバー10 ですが、ラフテレーンクレーンを計画していましたが、変更後はクレーンを1台削除しております。

なお、発生源一覧につきまして、変更前のナンバー1油圧圧砕機の距離10メートルにおける騒音レベルの90%レンジ上端値について、変更前は82dBと記載しておりましたが、正しくは80dBでございます。表に記載した数値のみの誤記であり、予測評価の計算等に用いた数字は、正しい値の80dBを使用していることを確認しました。

再び誤記があり、申し訳ございませんでした。

予測評価ですが、96ページを御覧ください。

予測評価ですが、西側のみ変更前の80dBが、変更後71dBと9dB騒音レベルが減少しております。この原因は、先ほど述べた煙突外筒解体用のラフテレーンクレーンの削除によるものです。

結果的に、次第の資料2の騒音の番号1における80dBは、勧告基準と同値であり、下げような対策を講じるようにとの御指摘いただいた件を解決することになりましたが、前回の審議会で回答させていただいたとおり、工事業者が決まりましたら、さらなる低減に努めていきたいと思っております。

結果につきましては、100ページを御覧ください。

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果として、く体・プラント工事は71から73か月目で最大値が東側で76dBとなりますが、全ての地点において評価の指標を満足していません。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考えます。

見直しを行わなかった項目の予測結果については、73ページにお戻りください。

騒音については解体・土工事が76dB、振動については解体・土工事が62dB、く体・プラント工事が68dBと予測しております。いずれも評価の指標を下回っており、影響は小さいものと考えます。

次に、工事車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動についてです。

工事用車両の1日当たりの影響が最大となる月は、工事開始49か月目に変更となりますが、その月の走行台数に変更はないため、見直しは行いませんでした。

予測結果ですが、騒音は昼間で64から71dBとなり、②地点で環境基準を上回るものの、

現況からの増加は0から2dBであり、現況と同レベルと予測されます。

こちらと同様、次第の資料2の騒音・振動の番号2に関連しますが、予測で環境基準を超えておりますので、工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの変更、安全走行等、工事業者と相談しながら、さらなる低減に努めていきたいと考えております。

振動は、昼間で42から54dB、夜間で38から52dBとなり、全ての地点で評価の指標を下回ることから、影響は小さいものと考えております。

続いて74ページを御覧ください。

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動については、工事完了後の施設の稼働条件に変更がないため、見直しを行いませんでした。

予測結果ですが、騒音は昼間、朝、夕方、夜間いずれも48dB、振動は昼間、夜間いずれも27dBで、評価の指標を下回っており、影響は小さいと考えます。

また、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動については、工事完了後のごみ収集車両等の走行に伴う予測条件に変更はほとんどないため、予測地点①から③については予測評価の見直しは行いませんでした。

地点④については、工事の完了後の断面交通量におけるごみ収集車両の割合が小さく、走行に伴う道路交通の騒音・振動による影響が少ないことから、予測評価の対象としませんでした。

予測の結果ですが、騒音は昼間64から71dB、夜間56から71dBであり、①地点の昼間以外で環境基準を上回るものの、現況からの増加分は0から2dBであり、現況と同程度と予測されます。

こちらと同様の騒音・振動の番号2に関連しますが、速度厳守の注意喚起を行うほか、ごみ収集車両に関しては世田谷区の所掌となっておりますので、環境基準を超えるようであれば世田谷区に情報提供し、騒音低減に努めていきたいと考えております。

振動は、昼間43から54dB、夜間36から55dBであり、全ての地点で評価の指標を下回ることから、影響は小さいと考えます。

続いて、75ページを御覧ください。土壌汚染についてです。

工事の施行中の予測事項の3つにつきましては、土壌汚染状況調査の結果に変更はないことから見直しを行いませんでした。

評価書案での結果と同じになりますが、述べさせていただきたいと思います。

まず、土壌中の有害物質等の濃度です。現況調査を行った範囲で、有害物質溶出量及び

含有量、ダイオキシン類については、基準値等を下回りました。

さらに、現況調査の未実施の範囲においても、既存施設の除去や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた調査を実施し、土壌汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対応いたします。

次に、地下水への溶出の可能性の有無です。

現況調査を行った結果、地下水中の有害物質及びダイオキシン類について環境基準を下回りました。

また、有害物質溶出量は全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考えております。

次に、新たな土への汚染の拡大の可能性の有無です。現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測します。

また、現況調査を行わなかった範囲においても、今後、既存施設の除去や土地の改変に先立ち、土壌汚染状況調査を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じ、新たな地域に土壌汚染が拡散されることはないと考えます。

また、都民の意見としまして、EUで焼却炉の排ガス中の規制値がある12種類の重金属についても、土壌汚染の状況についてきちんと調査するよという話がありました。

一般廃棄物として工場に搬入される可燃物に異物として微量に混入する可能性はありますが、排出ガスが土壌へ影響を及ぼすほど、相当に高い濃度にならない限りほとんどないと考えます。

また、EUで規制対象となっている重金属類については、国内で規制対象となっていない物質も含まれておりますので、今後の国内における規制の動向や最新の知見等に注意を払い、慎重に対応していきたいと考えます。

続いて、地盤についてです。

まず、工事の施行中の掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度については、掘削及び山留壁の施工条件に変更がないため、見直しは行いませんでした。

掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工法等を採用し、さらに必要に応じ切梁施工区を設ける等、山留壁面の土圧、水圧に対する補強を行います。また、定期的に水準測定を行い、異常があった場合に

は適切に対処します。

次に、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度についても、掘削及び山留壁の施工条件に変更はないため、見直しを行いませんでした。

掘削深度の深い区域は、遮水性の高い山留壁により地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考えます。

また、盤ぶくれ等を発生するおそれがある場合には、ディープウェルまたは必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も行います。

次に、工事完了後の地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度については、地下構造物の建設の計画条件に変更はないため、見直しを行いませんでした。

計画建築物の地下構造物は、土圧、水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画です。これにより、山留壁及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形程度は小さいものと考えます。

なお、地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間、水準測定を行い、異常があった場合には適切に対処いたします。

次に、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度についても、地下構造物の建設の計画条件に変更はないため、見直しを行いませんでした。

地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりから見ると小さく、局所的であり、地下水は構造物の周辺を迂回して流れると考えます。よって、地下水の水位及び流況への影響及び計画地周辺の地下水の変動による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと考えます。

次に、水循環です。工事の施工中の掘削工事及びそれに伴う山留壁設置による地下水の水位及び流況の変化の程度については、掘削及び山留壁の施工条件に変更がないため、見直しを行いませんでした。

掘削工事に先立ち、遮水性の高い山留壁により掘削区域を囲み、各帯水層からの湧水の抑制及び下側からの回り込む地下水の流入を防止することから、計画周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考えます。

また、地下水位の観測を行い、異常があった場合には適切に対処します。

次に、工事完了後の地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度につい

ては、地下構造物等の建設の計画に変更はないため、見直しは行いませんでした。

地下構造物の規模は、地下水面の広がりから見ると小さく、局所的であり、地下水は構造物の周辺を迂回して流れると考えられます。また、計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間、地下水位の測定を行うことから、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考えます。

次に、地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度についても、雨水流出抑制施設等の整備の計画に変更がないため、見直しは行いませんでした。

地表面流出量については、雨水流出抑制施設で対処するため、既存施設及び計画施設における最大雨水排出量と比較しており、予測結果は現状と変わらない結果となっております。

必要対策量を上回る雨水貯留施設を設置する計画であることや、今後申請などを行う際に関係各庁と協議するなど、影響の低減に努めてまいりたいと思います。

続いて、76 ページを御覧ください。日影についてです。

日影の予測事項については、煙突を除いた計画建築物の高さ及び位置に変更はありませんが、計画の変更に伴い煙突外筒を再使用することとするため、変更前の煙突外筒と比較して細くなりますが、予測条件が変更となることから、見直しを行いました。

また、時刻別日影図及び等時間日影図によって図示できる範囲において変更はございません。

112 ページを御覧ください。見直した結果についてです。

冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻の時間数等の日影への状況の変化の程度ですが、煙突を除いた計画建築物による日影時間は、計画地東側の規制対象区域において、5 m ラインと 10m ラインの間に 2 時間発生しますが、規制時間内のため問題はございません。

施設計画の変更に伴い煙突外筒を再使用することから、煙突による日影の範囲は現況と変わらないこととなります。そのため、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考えます。

次に、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度です。

計画地周辺、特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は計画地の北から東側にかけて高層の住宅があります。

変更後の冬至日の計画建築物による日影時間は、地点①で約 20 分の増加、地点②で変化なし、地点③で約 20 分の増加となります。

煙突再使用に伴い、変更前より煙突の外径が若干細くなることから、日影時間については減少いたします。

したがって、住宅等に対する計画建築物による日影時間の増加は最大で約 20 分となることから、特に配慮すべき施設等への日影の影響は、実行可能な範囲でできる限り抑えられると考えます。

次に、76 ページにお戻りください。電波障害についてです。

工事完了後の計画建築物等の存在に伴うテレビの電波、地上デジタル波、BS、CSの衛星放送の遮蔽障害については、煙突を除いた計画建築物の高さ及び位置並びに環境保全のための措置に変更はありませんが、計画の変更に伴い煙突外筒を再使用することにしたため、計画前の煙突外筒と比較して細くなりますが、予測条件が変更となることから見直しを行いました。

予測結果は、変更前とほぼ同じでした。

116 ページを御覧ください。見直し結果についてです。

工事完了後において、計画建築物等により地上デジタル波については、東京局は最大で計画地の南西側約 320m、幅約 150mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性があります。しかしながら、予測範囲内に市場の一部や公園、道路はありますが、影響が生じる住宅等はございません。

衛星放送については、BS、CS放送は、最大で計画地の東側約 30m、幅約 135mの範囲で、JCSAT-4B は最大で計画地の東側 15m、幅約 135mの範囲、JCSAT-3A は計画地の東側約 10m、幅約 80mの範囲で、テレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性があります。こちらについても、予測範囲内に道路がありますが、影響が生じる住宅等はございません。

電波障害の確認も含めた範囲の中においても、市場の一部や公園、道路は影響範囲にありますが、影響を生じる住宅等はございません。

したがって、本事業に係る電波障害は、評価の指標とした施設の建替えに伴う電波障害を起こさないことを満足することと評価いたします。

また、計画建築物に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた対応を講じることにより、電波障害は解消されることが考えます。

76 ページにお戻りください。景観になります。

工事の完了後の計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、煙突を除いた計画建築物の高さ、位置及び外観意匠の方針に変更はございませんが、煙突外筒を再使用することとしたため、変更前の煙突外筒と比較して細くなりますが、予測条件が変更となりましたので、予測評価の見直しを行いました。

なお、地点3の美術館前からの景観については、煙突は視認できないことから、予測評価の見直しは行いませんでした。

114 ページを御覧ください。見直しの結果についてです。

既存煙突外筒を再使用いたしますので、現況と比較して煙突に関する眺望は変化いたしません。

122 から 127 ページ。こちらに記載の近景域の写真を見てみると、計画建物及び煙突が大きく視認されているかと存じますが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと予測します。

また、128 から 132 ページに記載の変更後の中景域につきましても、煙突が確認できるものの、既存煙突外筒を再使用いたしますので、現況と比較して、煙突に関する眺望に変化はございません。

以上のことから、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測いたします。したがって、評価の指数を満足すると考えます。

次に、圧迫感の変化の程度です。

計画建築物の最高高さは6 m高くなりますが、計画地近傍における形態率の変化は約0.3 から 1.7 ポイントの範囲に留まります。

また、工場棟の色彩や形状については、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とし、工場棟周辺には高木等を配置することで圧迫感の軽減を図る計画とします。

77 ページを御覧ください。廃棄物についてです。

工事の施行中は、煙突を再使用することとなったため、工事の完了後は汚泥を焼却処分することとなったため見直しを行いました。

146 ページを御覧ください。

まず、工事施行中の解体工事に伴う廃棄物の排出量については、煙突外筒を再使用する

こととなったため、コンクリートは外筒で 1,600 m<sup>3</sup>、基礎で 3,000 m<sup>3</sup>、金属くずは外筒で 180 t、基礎で 300 t の削減を見込んでいます。

その他については変更ございません。

151 ページを御覧ください。

工事完了後の施設の稼働に伴う廃棄物の排出量及び処理、処分方法については、今回の変更に伴う施設から発生する廃棄物量及び再資源化量に変更はございませんが、処理過程で発生する汚泥を場内で焼却することになりましたので、年間で約 100 t の廃棄物排出量が減少いたします。今後、セメント原料化以外の方法によつての、主灰及び飛灰の資源化について推進し、埋立て処分量のさらなる削減に努めます。

77 ページにお戻りください。最後に温室効果ガスについてです。

工事完了後の温室効果ガスの排出及びそれらの削減の程度につきましては、工事完了後の施設稼働に伴うエネルギー使用量及びごみ焼却量並びにエネルギーの有効利用計画に変更がないことから、見直しは行いませんでした。

評価書案に記載の内容となりますが、建替え後の煙突からの CO<sub>2</sub> の排出量は年単位で 19 万 t と推計しています。その他、電力使用や都市ガス使用によるエネルギーの消費を CO<sub>2</sub> 換算した結果を加えますと、工場全体としては年単位で 20.3 万 t と見えています。

一方、ごみ発電では、発電効率を上げ、発電量は建替え前の約 3 倍となる計画となっております。さらに、太陽光パネルの設置と余熱利用によつて、温室効果ガスの削減が見込まれますので、総排出量は年単位で 14.6 万 t を予測しております。

工場稼働後は、ごみ発電や場外熱供給を実施することでエネルギーを有効活用し、高効率モーターや LED 照明等の導入等によりエネルギー使用量を削減することで、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減できるものと考えております。

以上で 11 項目全ての評価項目の説明を終わります。

私どもとしましては、これまで説明したとおり、環境への対策を行うことで、本事業による工事中及びその後工場の稼働による環境負荷への影響を小さくしてまいりたいと思っております。

事業者からの説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

本件の対象事業は、清掃工場の建替事業で、変更届の受理後の審議となります。本日のこれまでの審議において、まず 4 月の本部会における審議内容を確認した上で、事業者に

おかれては前回質疑に対する補足説明を行っていただきました。

そして、事業者からは変更届の提出の経緯及び変更届に関する各項目の予測評価について説明をいただきました。

本事業で選定されました環境影響評価項目は次のとおり 11 です。

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスです。この 11 項目の追加変更は増減ともありません。

今回の変更届に伴う各項目については、事業計画の変更について 71 から 77 ページのとおり、予測評価の見直しの有無について整理した上で、ただいま各項目についての御説明をいただきました。

そこで、ただいまの事業者からの説明について、委員の方から御質問や御意見を伺いたいと思います。事業者の説明は、今回を含め残り 3 回を予定しています。

委員の皆様にはただいま説明があった変更届の内容や、一旦時間を置いての久しぶりの審議でございますので、事業計画の内容など確認されたい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えております。

御質問のある委員の方におかれましては、挙手をお願いいたします。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員 電波環境を担当しています尾崎と申します。よろしく申し上げます。

確認をしたいんですが、私、4月のときはいなかったんですが、エネルギー計画のところ、変更届の 22 ページのところ、太陽光発電を行う計画と書いてあって、その計画値が 8.9 万 kWh/年だと書いてあるんですが、この太陽光発電というのは、もう既に設置してあるのか、それとも新たに設置して、この工場のエネルギーを全部賄うという意味なんでしょうか。

分からないので教えていただければと思います。

○事業者 お答えさせていただきます。こちらは計画となっております、今後工事業者が決定して、容量のほうは決まるということになりますが、少なくともこの容量は確保して乗せていくという計画しております。

○尾崎委員 そうすると、太陽光パネルを置く場所というのはどこになるのでしょうか。

○事業者 事業者の提案にはなりますが、基本的には工場の屋上に乗せていく予定となっております。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○山下部会長 よろしいですか。

ほかに御質問はございますでしょうか。横田委員、お願いいたします。

○横田委員 景観と廃棄物についてコメントさせていただきます。

景観のほうで、58 ページですかね、除去対象となる樹木と、除去する樹木、今回対応していただいた部分ですが、よく分かりません。

除去対象となるというのと、除去するという考え方なんじゃないかというふうに受け止められるんですが、樹木の保全というのは基本的には工業者に委ねるものではなくて、発注者の設計要件にしていくものではないかなと思うんですが。

これだけの樹木を改変されると、かなり伐開されるということで、景観に対する影響もありますし、当然その後の補植を含めてでき上がる環境がだいぶ変わってくると思うんですが、それで眺望、景観も変わりがないとする根拠が不明瞭であると思います。

本数に関しても記述がないので、一体どの程度配慮されたのかというのが数値化されていないように思えますので、樹木に対する配慮というものの客観的な根拠を示していただきたいと思います。

それから、今回除去対象から除いた樹木3本に関して、フォトモンタージュを変えないように選定したというような話がありましたが、樹木の環境そのものを評価しているとはいえないと思います。どのような樹木を保全対象とするのかとかですね。

というような、質的な説明がなかったのかなと思いますので、改めて見直していただきたいというのが1つです。

緑化計画の中で、例えば屋上は、今まで屋上緑化があったものが今回組み込まれてなかったりするんですが、追加的な緑化の措置というのは、環境の代償措置として重要だし、これだけソーラーパネル以外の部分の屋根面積があるのであれば、それで雨水流出の抑制もできるのではないかなと思うんですよね。緑化をちゃんと取り入れて、環境対策をしていただきたいと思います。

廃棄物のほうで、149 ページですが、伐採樹木の範囲が 4,490 m<sup>2</sup>と書いてあって、これは、廃棄物にカウントされるようなボリュームだと思うんです。これがどこにカウントされているのかということが分かりませんでした。

ここでは 4,490 m<sup>2</sup>伐採となっているので、先ほどの話とだいぶ、対象となるという話とちょっと違うんじゃないかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。お願いいたします。

○事業者 こちらの樹木の伐採対象としたのは、今後工事業者が決まって詳細を決定するんですが、最大限考えられる範囲で計画をしているということで、今後工事業者が決まりましたら、先ほどの説明にありましたように、樹木医との判断等を確認して、なるべく残す方向で計画をしていきたいと思えます。

○横田委員 根拠がよく分からないんですが、何を根拠にこの緑の範囲を除去対象としているのでしょうか。

○事業者 こちらを除去対象としたのは、アセスを行う前に計画策定というのを行ってまして、建物の形状やどういう工事をするかという計画を行っております。

この辺で5社ぐらいプラントメーカーから提案を受けているんですが、その中において一番最大限となるところの条件を採用しているということになっております。

○横田委員 そうすると、発注者としてどれだけ残すかという発想は持たれないというふうに聞こえるんですが、これを減らすための設計要件というのは依頼してないということですか。

○事業者 設計要件としては、「可能な限りで残すように」という条件でとさせているということで、あくまでこちらが最大ということで計画しているということを御了承いただければと思えます。

○横田委員 それだと、除去するに近いんじゃないかなと思えます。除去対象とするというのと、除去するという考え方に立っているのかなと思えますので、この辺は表現を変えられても曖昧さが増すだけなのかなと思えます。

どのように選んで、何本それが該当して、逆に残せるのはどれだけなのかと、ちゃんとお示していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○事業者 私からお答えをさせていたければと思えます。

今御指摘いただきました樹木伐採の対象としているというところで、事業者側としての考えはどうかというようにお話をいただきましたが、私どもといたしましても、当然のことながら、なるべくは樹木を残していきたいというところがございます。

その上で、今回は、工事をする上でどうしても伐採しなければならないという範囲で示させていただいたというところがございます。

今後具体的に実際に工事を進めていく上で、現場のほうを確認しながら、受託した工事業者と伐採をどうやっていくのかということをお聞いてまいります、その際には、なるべく残せるものは残すというようなスタンスで、私どもは進んでいきたいと考えてございま

す。

○山下部会長 横田委員、それでよろしいですか。

○横田委員 それでは影響評価としてそぐわないと思うんですよね。最大影響を見積もって、どれだけ低減できるかという議論を客観的に行うのがアセスなので、「やります」というだけではアセスにはならないですね。

先ほどの伐採樹木の廃棄物カウントなどはいかがでしょう。面積だけ挙げて、廃棄物にカウントしなくてよろしいですか。

景観の変化というのは、現状ベースとしてよろしいという妥当性は担保されているのでしょうか。

問題提起をして時間を置いたほうがよろしいかと思います。

○山下部会長 横田委員の御意見としては、できる限りまず数値化をして、計画が進んだ段階で数値化をして予測評価等が行われるようにという、そういう意見として全般的にお伺いしてよろしいですか。

○横田委員 そのようにお願いします。

これ全部、樹木だけで考える問題ではないと思います。環境としての開発に関わる問題だと思いますので、数値化が必要かなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

事業者から御検討をいただいて、もしこの場で御回答いただければもちろんですが、改めて御回答いただけますか。

○事業者 はい。数値化できるかも含めまして、改めて検討したいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 水質・土壌を担当しております渡部です。水質、土壌等の項目に関しては、特に問題はないんですが、25 ページの地図などを拝見していて、洗車棟というのが、現在もあるんですが、それが今回少し移動されるようですが、洗車棟からの排水処理というのは、先ほど 23 ページで、排出処理フローの御説明があったかと思うんですが、洗車棟からの排水というのは、これは公共下水道への接続がきちんと行われるような計画になっておりますでしょうか。

○事業者 洗車棟の排水につきましては、工場棟の汚水処理へ送り、処理してから排出するという計画となっております。

○渡部委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの横田委員の御質問に関連して、私も少し気になったんですが、伐採対象になっている樹木が、工事対象になっている敷地とは関係ないエリアにあるものも多く存在するんですが、これが伐採する必要があるというのは、工事を進めるにあたって、特に緑地帯付近エリアですが、この辺りは工事完了後の緑地帯のままになっているにもかかわらず、伐採するという事は、この辺りに工事関係者用のプレハブですとか、そういったものを置く必要があるなどの理由から伐採されるのか、あるいは古木になっているなどの理由で、これを機に更新を図るといった目的もあって除去対象とされているのでしょうか。

○事業者 こちらは、図面で見づらいところもあるかもしれないんですが、例えば工場、図面でいう下側には、24 ページの図面となっているんですが、工事をした場合につきましては、タンクや洗車棟があったりとかいうのがあって、除去しないといけないというところなんです。

あと、工事期間の材料置き場として使う計画等も考えておりますので、そういうところで伐採の対象としておりますが、今後工事される業者が決まりましたら、なるべく影響が少ない方向で計画をしていきたいと考えております。

○渡部委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。続いて、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 日影を担当しています玄です。確認させていただきたいことがあります。資料で 378 ページ、これは評価書案ですが、

○山下部会長 評価書案の 378 ページ、お願いします。

○玄委員 今回、黒い太い線で囲んでいるところが敷地対象だと思っているんですね。日影評価を行うところで、敷地境界から 5 m 離れているライン、10m 離れているラインを設定するんですが、

今この敷地から見ると、北側、東側、西側、南側、周辺が大きい道路とかに囲まれているので、この場合だったら道路の中央から 5 m ライン、10m ラインを決定するという事ですか。

下に説明が書いてあるので、分かるのは分かるんですが、何かこういう規定がどこかに書いてあったら補足していただきたいと思います。

それに比べて、北西側のところは、そこが敷地境界からは、でも、これは 5 m ラインと 10m ラインが何か幅が違うように見えるんですね。

これをどう書いているかを教えていただきたいと思っています。

○事業者 お答えします。この図の中の凡例の上のところに5 mライン、10mライン設定方法というのが描かれておまして、それで北側、西側は道路中心から5 mを5 mライン、道路中心から10mを10mライン、北西側については、道路敷地から5 mを5 mラインと、

○玄委員 それは分かったんですが、一般的な決め方と違うので、もし、例えば、大きい道路に面する場合だったら、敷地境界ではなく、道路の中心から決めるという、そういう規定があるならば、それを、その規定をどこかに追加してほしいということです。

○事業者 承知しました。

○玄委員 それが変わることによって基準となる線が変わると、もちろんそれが今のように、ここで日影規制を満たしているかどうかという判断と直結していますので、それをはっきりしていただきたいと思ってるんですね。

もう1つ、ここで今私が見てよく分からないなと思ったのは、灰色の書いてある点線ですが、これは何の線ですか。

土地利用の分類が違うから書いているように見えたんですが、そうとも言えないような気がしていたので、教えていただければと思います。

○事業者 こちらにつきましては、図中に、準工業地域とか、第一種中高層住居地域とか示していると思うんですが、その用途地域の境の区分でございます。

○玄委員 なるほど。それと土地利用と関係があるということですね。ありがとうございます。承知しました。

もう1つは、409 ページのところで、景観と関係があるところで、気になったところは、今ここで下の図を見ると、今新しく建築するところで、奥側に高いところで緑っぽく見えるんですね。これがほかの壁の色と違って、これは何ですか。壁面緑化ですか。何かよく分からないです。

○事業者 こちらは影のほうで、印刷の都合上、緑色に見えますが、壁面緑化ではなく、色彩の都合上そうっております。

○玄委員 分かりました。そうすると、元々の景観でも、建物の壁面とそちらの今、緑となっているところは色が違うんですか、一緒ですか。

○事業者 外観の詳細なデザインにつきましては、工事業者が決まりましたら決定しますので、まだ、この時点では決定してないとなっております。

○玄委員 分かりました。承知しました。

実はその次々ぐらいの表でも、それが結構、ページから見ると 412 です。ここから見るとかなり、ここで見ると緑色で見えてしまっているの、これは壁面緑化などを行っているかなと誤解してしまいました。

色は同じであれば、同じ色、もし違うようにデザインで色をするならば、その差が分かるようにしていただいて、もしそれでなかったら、見えるものにはしないほうがいいかなと思います。

○山下部会長 分かりました。ありがとうございます。

飯泉委員、お願いします。

○飯泉委員 水環境を担当する飯泉です。

質問が何点かあるんですが、今、ダイオキシン類については、解体工事のときに、大気中への飛散に対して対策されるということだったんですが、例えば、ダイオキシン類というのは、水に入っても非常に問題になるんですが、解体工事のときに、例えば、雨水にさらされ、それが地下に浸透してしまうとか、水の観点からも対策をされるかどうかというところをお伺いしたいと思います。

あと、私の専門ではないんですが、ごみの焼却の量、可能量は、現状から 2 倍になるというお話だったんですが。排出の濃度はこれまでどおりという感じだと思うんですが、処理能力が 2 倍になると、排出の総量としては、今後 2 倍とか 2 倍近い値になっていくのかどうなのかというあたり、教えていただければいいなというのが 1 点です。

もう 1 つの質問があって、煙突の高さですが、変更前から 100m で、古い物を使うということで、変わらず 100m となっているんですが。

例えば、同じ世田谷区内の千歳のほうの煙突は 130m 高さがあるんですが、高くするみたいなのが排気の対策になるような気がするんですが、これは、100m でそのままというのは、理由を教えてくださいたいんですが。

○事業者 まず、ダイオキシンのほうですが、解体する前に、焼却炉等を洗浄して行いますので、それについては、関係法律に準拠して行いますので、ダイオキシン類は外に漏れないようにして作業を行う予定としています。

ごみの量が 2 倍になるということで、確かに排ガス量も増えますが、実際、今回出している排出濃度は、操業時の最大値として書いてありますので、通常稼働時にはさらに低い値で運転するんですが、評価書案においては、最大になった場合ということで、評価をしております。

煙突の高さにつきまして、千歳では 130m で世田谷で 100m ということになりまして、こちらも 100m で評価を行っております、風洞実験等を行ってまして、問題がないということを確認しておりますので、100m で計画しております。

○飯泉委員 ありがとうございます。

○山下部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御質問のある委員はいらっしゃいますか。山口委員、お願いいたします。

○山口委員 温室効果ガスを担当しています山口です。4月の審議に参加してないので、不明な点があって教えていただきたいと思います。

評価書案の 458 ページのところに、温室効果ガスの予測方法というのがあって、(1)に温室効果ガスの排出量という記載があるんですが、か、今回の計画が、ガス化熔融炉からストーカ炉に変更するという事になっているんですが、この機器に変更することによって、どのくらいの削減量を見込んでいるのかというのを教えていただければと思いました。

○事業者 本編には結果は載せてないんですが、評価書案の資料編 219 ページに、計画施設と既存施設の温室効果ガスの総排出量の比較ということで、参考として計算をしております。

○山口委員 資料編というのは、太陽光とか載せているものに関しては、計画のものが入っていて、焼却量というところを合わせてあると思うんですが、それで見ていると思うんですが、ここの差分が効果だということでもいいですか。

計画建物の、合わせているところとそうじゃないところもあると思うんですが、ごみ発電とか太陽光発電というのは、この計画で出されていて、それがここに計算としては入っていて、見込みで変更したときの削減で、今計算しないと分からないですが何割かというのが、10%なのか 20%なのかということで、どの程度見込んでいるのかなというのを伺いたかったんですが。

○事業者 資料編に載せているのは、ごみ焼却量を計画施設と既存施設で同一条件としておりますので、別途現状の焼却量を基に再検討してお示したいと思います。

○山口委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 精査の上お示しいただくということですので、お願いしたいと思います。

○事業者 承知しました。

○山下部会長 ほかに御質問はございますでしょうか。

事務局におかれては、本日欠席されている委員からコメント等を預かっていらっしゃい

ますか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 それでは、ただいまの御質疑でほかに御発言がないようですので、本日はこれをもちまして審議を終わりたいと思います。

事業者の皆様、大変ありがとうございました。御退室ください。

(事業者退室)

○山下部会長 ありがとうございました。

○事業者 ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございました。

本日の最後の審議、その他ですが、何かございますか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の第一部会を終わります。本日は長時間になりました。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退室ボタンを押して、御退出ください。

(傍聴人退室)

(午後6時22分 閉会)